

第 三 号 議 案 （ 令 和 5 年 度 通 常 総 会 ）

令 和 5 年 5 月 31 日

定 款 変 更 に つ い て ー 第 2 条 （ 事 務 所 ）  
事 務 所 移 転 の 件

特 定 非 営 利 活 動 法 人  
LONMARK JAPAN

理 事 会 に て、 事 務 所 移 転 に つ き 審 議 の 上、 承 認 可 決 さ れ ま し た の で、 下 記 の と お り 定 款 を 変 更 す る こ と に つ い て、 ご 審 議 願 い ま す。

記

1. 定 款 変 更 案

変 更 後	変 更 前
第 2 条 （ 事 務 所 ） こ の 法 人 は、 主 た る 事 務 所 を 東 京 都 杉 並 区 上 荻 3 - 2 5 - 7 に 置 く。	第 2 条 （ 事 務 所 ） こ の 法 人 は、 主 た る 事 務 所 を 東 京 都 世 田 谷 区 野 沢 1 - 3 2 - 1 8 に 置 く。

尚、 主 た る 事 務 所 の 移 転 は 令 和 5 年 5 月 31 日 に 実 施。 総 会 議 決 後 に 法 務 局 へ 登 記、 管 轄 庁 へ の 届 出 を 行 う 予 定 で す。

2. 変 更 理 由

主 た る 事 務 所 を 移 転 し た た め。

3. 変 更 日

登 記 完 了 日 （ 令 和 5 年 6 月 の 見 込 み ）。

以 上